

資料 2

平成 28 年 8 月 9 日

基本計画分野別シート

(担当分科会：経済建設専門部会)

2 班

(仮)基本計画の体系図

基本目標

いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

伝統と文化を育む、健やか郷育のまちづくり

ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

重点戦略 村上市総合戦略

基本計画

- 1-1 健康の増進と医療体制の充実
- 1-2 子育てを応援する環境づくり
- 1-3 高齢者の健康と安心な暮らしづくり
- 1-4 障がい者福祉の推進と自立支援体制づくり
- 1-5 総合的な福祉の推進

- 2-1 自然保護、環境保全、新エネルギーの推進
- 2-2 衛生維持と公害防止
- 2-3 汚水処理対策
- 2-4 上水道の供給と経営の安定
- 2-5 河川・排水路の整備
- 2-6 港の整備とにぎわいづくり
- 2-7 地域の暮らしと活性化を担う道づくり
- 2-8 生活交通の確保・充実
- 2-9 市街地と景観の整備・保全
- 2-10 良好な住環境の整備と保全

- 3-1 生産基盤強化と魅力ある農業づくり
- 3-2 森林資源の有効活用と保全の推進
- 3-3 水産業の活性化と消費拡大の推進
- 3-4 商工業の活性化支援と市街地のにぎわいづくり
- 3-5 観光誘客活動の展開とおもてなし環境づくり
- 3-6 働きやすい環境づくりと就業・雇用対策

- 4-1 消防・救急体制の整備
- 4-2 災害から地域を守る体制づくり
- 4-3 犯罪防止・交通安全対策

- 5-1 “郷育”の推進と学習環境の整備
- 5-2 生涯を通じた学習の推進
- 5-3 文化財の保護活用と文化・芸術の振興
- 5-4 生涯スポーツと競技スポーツの推進

- 6-1 平等社会と多文化共生の推進
- 6-2 市民協働のまちづくりの推進
- 6-3 広報広聴事業の推進
- 6-4 IT・情報化の整備推進
- 6-5 行財政改革の推進
- 6-6 広域行政の推進

政策 2-3 汚水処理対策

■ 現状と課題

- 下水道整備計画については、平成 30 年度までの完了を目標に、引き続き村上処理区の整備を計画的に進める必要があります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設の老朽化した施設については、計画的に更新し、機能を保持するほか、管路等の計画的な点検を行い適切な維持管理をしていくことが必要です。また、施設の統廃合なども踏まえた効率的な汚水処理計画が必要となっています。
- 処理区域の拡大や高齢者世帯の増加もあり、水洗化率については、低い状況であるため、住宅リフォーム制度の活用などにより、普及促進の取り組みを継続的に進める必要があります。
- 昨今の集中豪雨時の状況を踏まえ、雨水計画の見直しを行い計画的な浸水対策への取組が必要となっています。
- 地区毎に異なっている下水道使用料については、基本料金を平成 30 年度までに段階的に統一するが、従量料金は地区毎に異なった状況であり、水道料金の統一と合わせ、下水道使用料の改定作業を進める必要があります。
- 下水道事業の公営企業会計適用については、引き続き移行作業を進め、適用後は事業の経営・資産等を正確に把握することに努め、安定した下水道経営の実現のため、経営基盤の強化のための取り組みが必要です。
- 合併処理浄化槽維持管理助成金の導入により、これまで浄化槽の適正管理が促進されてきたことから、引き続き継続実施していく必要があります。

■ 政策の方針

- 下水道整備を計画的かつ効率的に実施するとともに、老朽施設の計画的な改築・更新など、適切な施設管理を行います。
- 近年増えている集中豪雨により発生する浸水被害を解消し、安全な生活環境の確保と、浸水対策に向け、雨水計画の見直しを行います。
- 公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併浄化槽の普及に努めます。
- 人口規模や排水量に応じた、下水道事業の安定経営に努めます。

■ 市民等の協力や役割

- ・下水道事業に対する理解と工事などへの協力
- ・下水道への接続
- ・排水設備の適切な利用や管理などへの協力
- ・合併浄化槽の適正な維持管理の実施

■ 主要施策

1 下水道事業の推進

- 未整備区域の管渠整備を実施し、未普及地域の解消を図ります。
- 下水道接続への普及・啓発に取り組み、水洗化の促進を図ります。
- 浸水防止対策に向けて、雨水計画の見直しを行います。

2 老朽化施設の改築・更新及び統廃合

- 老朽化施設の計画的な改築・更新等により、施設延命、機能保持を図ります。
- 管路施設等の適切な維持管理に向け、点検の方法や頻度の事業計画を策定します。
- 人口動向等を考慮し、処理区の見直しや施設の統廃合等の検証を行い、維持管理費用抑制等の効率的な汚水処理を計画します。

3 下水道事業の安定経営

- 経営の透明性・健全性の向上を図るため、公営企業会計の適用に取り組みます。
- 経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化、資産の適正な管理・運営に取り組みます。
- 基本料金の統一後、従量料金の統一を図ります。

4 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

- 合併処理浄化槽整備区域の普及向上を図ります。
- 適正な維持管理者への負担軽減と、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
整備面積進捗率	%	96.6%	100%
水洗化率（公共）	%	66.5%	74%
水洗化率（集排）	%	80.9%	88%

政策 2-4 上水道の供給と経営の安定（上水道整備）

■ 現状と課題

- 水道事業は、計画的な施設整備と適切な管理により安全・安心な水の供給が図られていますが、老朽化した施設・設備を経営状況に配慮しながら計画的に整備していただく必要があります。
- 災害に強い水道施設とするため、施設等の耐震化を進めるとともに水道管路図等を電子化する必要があります。
- 水道料金については、経営の基本となる経営戦略を策定し、それに基づき従量料金を統一する必要があります。また、簡易水道事業については、地方公営企業法を適用し、財務状況等の透明性を図る必要があります。

■ 政策の方針

- 将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設及び設備の更新を計画的に行うとともに、簡易水道の上水道への統合を進め、安定供給に努めます。
- 災害に強い給水体制を確立するため、施設の耐震化や耐震管への更新を推進するとともに市内全域の水道管路図等の電子化を図ります。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するとともに、簡易水道事業については地方公営企業法適用化により財務状況等を明確にし、機動的で弾力的な公営企業経営に努めます。

■ 市民等の協力や役割

- ・水道の適切な利用
- ・工事時の断水等に対する理解及び協力
- ・料金統一への理解

■ 主要施策

1 老朽化した施設の更新及び統合

- 老朽化した浄水場等の更新、改修（耐震化含む）を推進します。
- 簡易水道の上水道への施設統合を図ります。

2 経年管路等の管理及び更新

- 経年管路等を年次計画で耐震管に更新します。
- 市内全域の水道管路図を電子化し、統一システムでの運用を図ります。

3 水道事業の安定経営

- 簡易水道事業は、地方公営企業法を適用するため資産把握を行い、財務諸表を整備します。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、それに基づき料金統一を図ります。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
配水池耐震化率	%	52 (H27)	60
上水道有収率	%	85 (H27)	88
水道料金の経常収支比率	%	108 (H27)	110

政策 2-5 河川・排水路の整備

■ 現状と課題

- 河川・排水路等の危険箇所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害を未然に防止することに努めました。今後は、下水道事業による市街地の幹線雨水排水計画との整合を図りながら計画的に整備を進める必要があります。
- 「水辺の楽校」の維持管理や、荒川における「たんぼ（湧水ワンド）」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図ってきました。今後も荒川における事業を推進するとともに、三面川水系についても、地域住民・県・関係機関と連携し地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- 河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設の能力低下が見受けられます。河川、排水路機能保全のため、周辺集落と連携し、維持管理の継続が必要です。

■ 政策の方針

- 計画的な雨水処理を行うとともに、集中豪雨による浸水被害を防止するため、下水道計画との整合をはかり排水路改修を進めます。
- 流域連携を含む河川改修や水路整備により良好な水辺空間の形成に努めるとともに、地域住民の身近な親水空間として活用できる取組みを行います。
- 河川管理施設の老朽化対策として、維持管理・更新を計画的に行います。

■ 市民等の協力や役割

- ・周辺のごみ拾い活動や不法投棄の撲滅
- ・河川除草の積極的協力
- ・市民活動への積極的参加

■ 主要施策

1 災害を未然に防ぐ河川・排水路事業の推進

- 河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。
- 計画の見直しや下水道（雨水）計画との整合を図ります。
- 国・県管理河川における未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。

2 施設の適正な維持管理の充実

- 定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、必要箇所における堆積土の撤去、草木の伐採を実施します。
- 周辺集落との連携を保持し、継続的に維持管理を実施します。

3 自然と調和した河川環境整備の充実

- 施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間を提供します。
- 国・県が管理する河川については、環境整備促進のための要望を引き続き行います。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
河川整備護岸整備延長	m	457	897
排水路整備延長	m	1539	2714

政策 2-6 港の整備とにぎわいづくり

■ 現状と課題

- 港湾施設については、航路や 7.5 岸壁の水深確保のため、新潟県が冬期波浪による埋没対策である毎年度の港内浚渫の実施や、防砂堤事業に着手しました。引き続き、港湾の安全性の確保を図る必要があります。
- 港湾の利活用の面では、地元商工会が中心となり毎年開催される「みなとフェスティバル」や併設する荷捌き所や直売所での「さかなまつり」等の開催により賑わいを見せています。
- 「岩船港港湾振興ビジョン」に基づく海洋レクリエーション施設としてのマリーナ構想等の実現に向け、具体的な取組に着手する必要があります。
- 岩船港が国から「みなとオアシス」として登録を受けたことにより、みなとや地域の魅力を全国に発信し、みなとを中心としたまちづくりを進めていく必要があります。

■ 政策の方針

- 港湾施設の整備により船舶の安全運航の確保はもちろん、物流・産業拠点としての機能強化を図ります。
- 周辺の海岸環境の整備を行い、マリンレジャー施設の整備等、観光・交流の活性化による港周辺の賑わい創出を図ります。

■ 市民等の協力や役割

- ・ マリーナ等の整備に関する利用者としての理解。
- ・ 港で開催されるイベントへの積極的参加。
- ・ 行政と協議会の一体的な活動

■ 主要施策

1 港湾施設と海岸環境整備の保全と整備促進

- 県事業での港内埋没対策である浚渫事業を継続的に実施します。
- 漂砂による港内埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。

2 にぎわいのある港湾・海岸の利用促進

- 港で行われるイベントについて、官民協働で新たなイベントの創設に向けた検討を実施します。
- 海洋レクリエーションの中心となるマリーナ等の早期整備を図ります。
- 港への誘導標識等の設置を促進します。
- イベント情報等の広域的な発信を促進します。

3 海上物流輸送拠点としての利用促進

- 岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールスを実施します。
- 港湾荷役を伴う企業の誘致を推進します。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
防砂堤の整備率	%	5	100
イベント来客数	人	14,100	16,920
荷役取扱量	トン	260,000	286,000

政策 2-7 地域の暮らしと活性化を担う道づくり（道路整備）

■ 現状と課題

- 日本海沿岸東北自動車道については、朝日まほろばインターチェンジまでの区間について供用開始となったほか、地域活性化インターチェンジとして、神林岩船港、村上山辺里、朝日三面のインターチェンジを設置し高速交通体系の整備が図られました。今後、地域の活性化のためにも村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル規格化へ向け取り組む必要があります。
- 神林地区の桃川牧目線が平成 27 年度に国道 7 号まで供用開始したほか、集落内の狭あい道路や通学路、橋梁の長寿命化を計画的に推進してきました。
- 朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の早期開通に向け地域と一体になり要望活動を進めるほか、市民ニーズの高い生活道路の適切な管理や橋梁の長寿命化を計画的に進める必要があります。
- 朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の開通に合わせ、生活環境の向上、地域の活性化につながる休憩施設等を整備する必要があります。

■ 政策の方針

- 高速交通体系の整備促進を関連機関と連携して取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。
- 日常生活において誰もが安全、快適に利用することができる道路交通環境の整備、維持管理を行うとともに、観光や災害にも対応した道路整備を推進します。

■ 市民等の協力や役割

- ・高速道路の整備促進の要望および啓発活動
- ・街路樹や道路緑地帯等道路施設の日常管理の協力、協働作業の積極的参加
- ・道路管理者への危険個所の連絡

■ 主要施策

1 高速交通体系の整備促進

- 朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の整備に関し、推進協議会との地元協議により円滑な推進を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道沿線市町村と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
- 活性化インターチェンジのフル規格化による利便性の向上に取り組みます。

2 幹線交通網の整備促進

- 交付金事業などを活用し、幹線ネットワークの早期形成を図ります。

3 安全・快適な生活道路の整備促進

- 地域要望を考慮した整備計画の見直しと実施を推進します。
- 狭隘道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。

4 ひとにやさしい歩行空間の整備促進

- 交付金事業などを活用し、整備の促進を図ります。
- 通学路交通安全プログラムに基づき危険箇所の対策を実施し、通学路の安全確保を図ります。

5 道路の適正な維持管理の推進

- 市、住民、事業所、まちづくり協議会との協働による環境整備を推進します。
- 道路インフラの現状を把握し、計画的に補修を行いながら機能の維持を図ります。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
幹線市道整備延長	km	6.53	7.70
歩道（歩行空間）整備延長	km	89.2	91.2
協働による道路環境維持団体数	団体	5	10

政策 2-8 生活交通の確保・充実（公共交通）

■ 現状と課題

- 廃止路線代替バスに対する支援や、「村上市地域公共交通総合計画」におけるまちなか循環バス、通院支援デマンドタクシーの導入及び高校生への通学割引制度の実施により、より実態に即した生活交通の確保に努めました。
- 山北地区では医療関係の民間送迎バスが全集落を行き来するなど、独自のサービスが提供されていますが、生活環境の変化により新たな交通ニーズの発生が予想され、地域によってはより活用しやすい公共交通が強く求められています。
- バス車両の老朽化や乗務員の確保などバス事業者が抱える課題があることから、安定的な運行を継続するための具体的な手法の確立が急務となっています。
- 羽越本線高速化事業の一環で新潟駅の改修が行われています。
- 鉄道等、地域間をつなぐ交通体系の確保・充実への取組も、まちづくりへの視点の一つとなるため、関係団体及び関係自治体と連携を深め取組を強化する必要があります。

■ 政策の方針

- 公共交通機関を必要とする市民の多様な生活様式や世代に対応し、利便性・快適性・交流性の高い移動環境の充実を目指します。
- 既存のバス路線をはじめ、デマンドタクシーや委託路線バス路線の維持・確保、鉄道と協調した利便性向上の検討や、環境への配慮からも公共交通の積極的な利用を推進していきます。
- 広域的交通体系の確保・充実のため、関係機関と連携を強化します。

■ 市民等の協力や役割

- ・公共交通の積極的利用の促進
- ・住民への利用促進
- ・市民による自発的な利用
- ・関係機関への協力要請

■ 主要施策

1 生活交通確保対策の継続

- まちなか循環バス運行に高齢者や障がい者などにも配慮した新型車両を導入します。
- 既存の交通資源を活用し、村上市地域公共交通活性化協議会で立案してきたデマンドタクシーや、委託路線バス路線などの各種運行や通学割引制度を継続します。
- 公共交通利用者などの意見を反映させ、地域の実情に合わせた運行形態を模索します。
- 公共交通の活用方法の紹介など、啓発活動を推進し利用促進を図ります。

2 広域的交通体系の確立

- 本市への集客、円滑な都市間の移動、人的交流を実現するため、JR羽越本線、JR米坂線の利便性向上を関係機関と連携し促進します。
- 羽越本線高速化、米坂線整備促進、新潟空港整備推進等の各種同盟会との協力体制を継続します。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
まちなか循環バスの年間利用者数	人	13,558	14,558
せなみ巡回バスの年間利用者数	人	5,239	5,639
路線バス利用者数	人	144,222	151,434

政策 2-9 市街地と景観の整備・保全

■ 現状と課題

- 都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の変更作業を進めており、今後も実態に即した計画的な土地利用を進めるとともに、都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施する必要があります。
- 景観行政の推進には、市内の*景観アドバイザーの育成や資質の向上なども必要となっています。
- 市内には、村上城跡や若林家住宅、町家、祭礼行事など歴史的資源が現存していますが、老朽化などによる荒廃が懸念されており、村上市歴史的風致維持向上計画や村上市景観計画に基づく景観行政推進を図る必要があります。
- 歴史まちづくりの推進により地域の活性化や観光への集客効果が期待できます。
- 村上総合病院が駅西に移転する計画があり、現村上駅前が、空洞化、衰退しないよう移転後の跡地利用策や活性化策、及び駅周辺の土地利用や施設整備について検討する必要があります。
- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低未利用地の活用を図る為の整備を行う必要があります。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備や事業着手が困難な長期未着手道路の見直しの実施など、市街地内の交通環境も改善していく必要があります。

■ 政策の方針

- 豊かな自然や農地が保全され、歴史文化や景観が活かされた街並みが形成されるように、市街地と農村地域との調和のとれた土地利用を推進します。
- 各地の地域特性を活かした土地利用を進めるとともに、村上市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- 人口減少や少子高齢化の進展を背景として、コンパクトシティの形成を念頭においた土地利用を進めるとともに、地域特性や環境に配慮した適正な規制・誘導を徹底します。

■ 市民等の協力や役割

- ・民間主導によるさまざまなまち並みづくりの取り組み
- ・歴史的景観保全への協力

■ 主要施策

1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- 良好な景観維持のための経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を推進します。
- 景観計画と連携しながら、歴史的建造物の保存・修理・活用と、良好な市街地環境や景観の保全・形成を図ります。
- 道路の無電柱化等により、まちなか回遊性の向上を図ります。
- 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発を図ります。

2 村上駅周辺まちづくりの推進

- 地区内道路の整備を実施します。
- 駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けて取り組みます。
- 大規模跡地の利活用について、引き続き検討を行います。
- 高速インターチェンジ等から駅西側へアクセスする幹線道路の整備に向け、関係機関と協議を進めます。

3 都市計画道路の整備

- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低未利用地の活用を図る為の整備を推進します。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備を推進します。

4 都市計画の見直し

- 今後も事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
- 都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施します。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
景観形成助成金申請件数	件	9 (H26~27 累計)	25 (計画期間累計)
建造物外観修景事業：全体計画における実施率	%	0 (平成 28 年度末見込)	20
駅西地区における地区幹線道路と病院移転新築周辺道路の整備率	%	2 (平成 28 年度末見込)	100
長期未着手道路の法手続きの実施【都市計画の変更作業】	路線	1 (H28 年度末見込み)	4

政策3-1 生産基盤強化と魅力ある農業づくり（農業振興）

■ 現状と課題

- 担い手が不足する中、農業従事者が高齢化し、山あいの農地などで労力不足により耕作放棄地が増加しています。このような中、これまでの米価の下落も相まって、農業経営は厳しい状況にあると言えます。
- 中山間部の農地では、野生動物等による食害により、耕作意欲が低下し荒廃農地が増える一方、猟友会員の高齢化や、有害鳥獣駆除業務に従事する担い手が不足しているなど課題も多くなっています。
- TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の最終合意や、平成30年度以降の米の生産調整の見直しを踏まえ、農産物の更なる高付加価値化に取り組む一方、農地集積等による高効率化・機械化を進め、産業としての農業の魅力を高めていくことが必要です。
- 本市ブランド牛である「村上牛」を初めとした畜産業においても、担い手対策を含めた生産基盤の安定・強化を図り、消費者のニーズに対応できる環境づくりが必要です。
- 地域振興の面では、村上の食を中心とした地域資源を活かし、交流人口の拡大と農村地域の活性化をより一層図っていく必要があります。

■ 政策の方針

- 農業生産性の向上を図るとともに、様々な消費者ニーズを捉え、対応していくことや生産物のブランド化により付加価値を高めていくことで、農業の経営安定と魅力を向上させます。
- 新規就農者支援も含め後継者の確保・育成を図るとともに、農用地の効率的な活用や生産体制の組織化や法人化への誘導を進めます。
- 環境に配慮した循環型農業を推進し、安全・安心で良質な農畜産物の生産と地産地消の運動を進めます。
- 山あいの農業生産者の生産意欲低下を防ぐためにも、有害鳥獣対策を確実に実施しながら、農山村地域の農地保全を図ります。
- 都市部と農山村などとの交流を図り、農村地域の活性化や農業への理解を広げます。

■ 市民等の協力や役割

- ・都市部を含め、地域住民の協力による農道や用排水路等の維持・保全
- ・地域農畜産物の消費（購入）拡大
- ・地産地消の取り組みの実践
- ・鳥獣駆除（自然共生）への理解醸成

■ 主要施策

1 農地・農業用施設保全活動の支援

- 農業用施設の整備や長寿命化を図ります。
- 農業の効率化を進めるため、農地の集積を促進します。
- 耕作放棄地の解消や拡大防止に努めるとともに農業環境の維持と農地保全を図ります。

2 農業の効率化と担い手の確保

- 生産コストの削減や少力化などにより、農業従事者の所得向上を図ります。
- 戸別経営体から大規模経営体や法人経営体等への移行を推進します。
- 魅力ある農業への変革を図り、担い手が育つ環境づくりに努めるとともに、新規就農者が参入しやすい体制を支援します。

3 農畜産物のブランド化と高付加価値化の推進

- 岩船米、村上牛などをはじめとする農畜産物のブランド化や他産地との差別化、高品質化を推進し、強い農畜産物の育成を支援します。
- 農商工連携による6次産業化への支援を進め、生産物の高付加価値化とビジネスチャンスの創出を図ります。

4 有害鳥獣対策による農業生産の安定化

- 有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図り、担い手の確保に努めます。
- 電気柵など、有効な有害鳥獣対策技術の普及、拡大を図ります。
- 荒廃農地の利活用、被害を出しにくい環境づくりを推進します。

5 環境保全型農業の推進

- 環境への負担軽減に配慮するとともに、安全・安心な農畜産物の生産による持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業に取り組むエコファーマー※を育成・支援します。

6 都市部と農村部の共生・交流の推進

- 村上地域グリーン・ツーリズム協議会の事業支援を継続的に実施します。

※エコファーマー

持続農業法（正称：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」）に基づき、堆肥などを施して土地の力を高め、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を都道府県知事に提出し認定された農業者をいう。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33目標値
農地・農業用施設保全活動取組集落数	集落	146（平成27年度）	150
新規就農者数	人	16（平成27年度）	20（累計）
村上牛出荷頭数	頭	289（平成27年度）	420
有害鳥獣被害額	円	2,819,000（平成27年度）	H27年度比10%減少

政策3-2 森林資源の有効活用と保全の推進（林業振興）

■ 現状と課題

- 木材価格の低迷や経営コストの上昇や林業従事者の高齢化により担い手が不足しています。林業担い手不足により未整備森林や放置林が増加し、有害鳥獣の発生や病害虫の発生などが懸念されています。
- 林道整備などのハード事業と高性能林業機械導入及び特用林産物の生産などのソフト事業を組み合わせ、低コストで生産する仕組みづくりと利益率の向上という両面から、林業に従事する担い手にとって林業が持続可能な生業として、魅力となるような環境づくりが必要です。
- 林業の労働力確保対策では、関係団体と協力し、担い手対策事業を行いました。より有効な施策を検討する必要があります。
- CLT（直交集成板）や木質バイオマス等の新たな木材利用の可能性についても長短所の研究を進めながら、市産材の消費拡大や販路開拓を進める必要があります。

■ 政策の方針

- 水資源の涵養や国土保全の他、市民生活に憩いと潤いをもたらす森林資源の保全と活用を進めるため、森林整備に必要な基礎情報及び計画的な森林育成と治山施設の整備、病害虫の予防事業などを推進します。
- 林道等の基盤整備や高性能林業機械の導入など木材生産の少力化や低コスト化を推進します。
- 市産材の高付加価値化や利用促進をはじめ、未利用木材資源の有効利用や特用林産物の生産など林業の活性化と収益向上を進めます。
- 研修会等を通じ、林業の担い手・新規就業者の確保・定着を図っていきます。

■ 市民等の協力や役割

- ・森林に親しむ「木育」活動の推進
- ・薬剤散布の実施に対する理解、私有林での病害虫被害木の適正処理
- ・従事者の技術研修会、フォーラム等への参加
- ・市内林産物の積極的な利用促進

■ 主要施策

1 林業担い手育成の確保

- 高校生や若者を対象とした林業体験イベントなどを通じ、若年新規就業者の林業への理解拡大を図ります。

2 森林の保全

- 松くい虫防除事業を継続して松林の保全に努め、新たな被害の発生を抑制します。
- 森林の公益的機能を守り、人と自然が触れ合い、安らぎの空間や景観の保全に努めます。

3 森林資源の有効活用

- 森林経営計画による集約化の推進のため、森林に関する基礎情報の整備を図ります。
- CLT等の新たな技術を活用した公共施設整備の検討を進めるとともに、森林資源について木質バイオマスエネルギーを始めとした新たなエネルギー源として有効活用を図ります。
- 補助金等により、木林の消費効果を高め、市産材の利用促進とそれを利用した越後スギブランド材の普及・拡大を図ります。

4 特用林産物の生産振興

- 林床を利用して栽培のできる林間ワサビ栽培などの取組を支援し、間伐後の林間・林床の有効活用と、林家所得の向上に努めます。

5 森林基幹道岩船東部線の早期開通に向けた取組

- 県や関川村と連携を図り、地域と一体となった要望活動を行うことで早期開通を目指します。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33目標値
林業の新規就業者	人	5	10（延べ）
市産材利用住宅等建築奨励事業における市産材使用量	m ³	1,000	1,400
林間ワサビ栽培の面積	ha	0.3（平成27年度）	0.5

政策3-3 水産業の活性化と消費拡大の推進（水産業振興）

■ 現状と課題

- 魚価の低迷により漁業経営は依然として厳しい状況にあり、漁業者の高齢化や後継者不足となっています。TPP協定や食用魚介類の消費量減少により、地場水産物関連産業の低迷が懸念されています。
- 漁港の老朽化のため、計画的な整備による施設の修繕や長寿命化が必要です。
- 越後村上FOODプライド「食のモデル地域構築計画」協議会は、村上地域の水産物、観光資源を広く伝え、交流人口の拡大や水産物の消費拡大面の活動を行っています。
- 鮭、鮎等の内水面漁業の振興のため、三面川等の水産資源を保全し、観光事業などと一体となった事業実施や認知度の向上を図る必要があります。
- 漁業収入向上と安定化のため、資源管理型漁業の推進や高付加価値化、地域ブランド化の取組が必要です。

■ 政策の方針

- 県内の広域的な漁業振興プランに参画し、水産関係施設の保全・整備、中核的担い手の育成、必要な漁船及び機器導入支援等による競争力強化を図ります。
- 漁港や海岸保全施設の老朽化対策及び機能強化を進め、漁業の生産基盤を確保します。
- 観光との連携や他産業との共同作業により、水産物の高付加価値化や6次産業化を支援し、水産業の収益向上や活性化を目指します。
- 資源管理型の推進により、漁業経営の安定化を目指し、水産資源の保護育成を図ります。
- 水産業の魅力高めるとともに、新規就業者の支援を行い、担い手の育成と確保に努めます。

■ 市民等の協力や役割

- ・水産業に親しむ取り組みへの積極的参加
- ・漁港施設の維持管理
- ・漁業者などが連携して水産資源の保護活動を実施
- ・地域水産物の積極的な消費（購入）やPRに協力

■ 主要施策

1 漁業担い手の育成支援

- 漁協や県等と連携した取り組みを実施し、漁業の担い手確保を図ります。
- 国県事業の活用や市制度の活用により、漁業者の負担軽減を支援します。

2 漁港整備の推進

- 市営2漁港（桑川、脇川）の機能保全計画に基づく整備を推進します。
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、海岸の防護、海岸環境の整備と保全を図ります。

3 資源管理型漁業の推進

- 水産資源の持続的な維持・活用のため、稚魚、稚貝等の放流事業及び人工漁礁設置による漁場造成など良好な生育環境づくりを支援します。

4 水産物の活性化と収益の向上

- 地元でのイベント開催や首都圏へのPR等により、水産物の消費拡大・販路拡大を図ります。
- 漁協をはじめ、水産関係機関と連携した取組により、水産物のブランド化や6次産業化による商品の高付加価値化を図ります。

5 地域水産物の積極的PR

- 観光事業と一体となった魅力づくりと地域水産物のPRを積極的に進め、地元水産物の消費拡大を図ります。
- イヨボヤ会館のリニューアルなどにより、内水面漁業や鮭・鮎等への関心を高めるとともに、市内水産加工品等のPRを図ります。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
新規就業者	人	4	10
岩船港、山北市場における水揚量	t	3,488	3,500
イヨボヤ会館入館者数	人	49,883	60,000

政策3-4 商工業の活性化支援と市街地の賑わいづくり（商工業振興）

■ 現状と課題

- 産業等の活性化支援補助制度により新商品開発等への支援や制度融資の充実を図ることで地域産業の活性化に努めています。
- 消費者ニーズが多様化し、豊富な品ぞろえや利便性の良さから市外での買い物が増えているとともに、市内でも幹線道路沿いの大型店舗に買い物客が集まる傾向にあるため、地元商店街が衰退し、空き店舗が増加しています。
- 「村上木彫堆朱」及び「羽越しな布」は本市の誇るべき伝統的工芸品ですが、職人の高齢化や後継者不足、原材料不足などの問題を抱えています。伝統的工芸品の継承や更なる発展のため、後継者や原材料の確保とともに、国内外への認知度向上と販路拡大が必要です。
- 少子高齢化により、働く世代が減少したことや経済活動の停滞、消費の低下などにより事業所数も減少傾向にあります。既存企業の規模拡大や企業誘致の環境を整えることにより、産業の活性化と雇用の創出を進めていく必要があります。
- 企業誘致については企業設置奨励条例の拡充等による効果も見られますが、更に市外から企業を誘致できる環境づくりが必要となっています。

■ 政策の方針

- 商工団体等との連携により、地域に根差した商業活動の活性化とともに、農林水産業との連携による多角的な商業・販売環境を創出します。
- 空き店舗の活用と創業支援を組み合わせるなど、既存資源の有効利用や新たな事業展開という相乗効果を高めながら、城下町や町屋の風情、地域の賑わいを創出します。
- 伝統地場産業の販路拡大、ブランド力強化等を支援するとともに、中小企業の経営基盤強化のための支援を行い、経営の安定化と地域経済の活性化を図ります。
- 中小企業の経営安定化や事業拡大、設備投資を促進し、国内外における競争力を強化します。
- 空き地・空き工場等の有効活用を図るとともに、新規進出企業や新たな開発等を手がける既存企業への支援を充実します。

■ 市民等の協力や役割

- ・ 地域商店の利用
- ・ 事業者の経営意欲の増進
- ・ 既存商店街、中心市街地活性化事業への協力
- ・ 市の融資制度の活用
- ・ 事業者の主体的な意識改革
- ・ 企業立地への理解と協力

■ 主要施策

1 新事業創出促進と中小企業支援

- 創業支援事業計画に基づき、商工関係団体や市内金融機関と連携しながら、創業者のための相談しやすい環境整備や創業後の事業の段階に応じた支援を行います。
- 農商工連携や6次産業化による新製品開発、販路の拡大等を支援し、地域ブランドを活かした新事業の創出と雇用の拡大を推進します。
- 有利な制度融資と信用保証料補給により、中小企業の資金調達を円滑にします。

2 伝統工芸品の普及、推進

- 後継者の育成、所得の向上を図ります。
- 認知度向上や販路拡大に向けたプロモーションを実施します。
- 原材料の確保を支援します。

3 中心市街地の活性化

- まち並みを活かし、商店街等の魅力の向上を図ります。
- 空き店舗などを活用した創業支援等を推進します。
- 新たな消費喚起の醸成を図りながら、地元経済の活性化を図ります。

4 工業用地の確保

- 空き地・空き工場を積極的に収集・発信し、有効活用を図ります。
- 新たな工業団地の整備を検討します。

5 企業誘致・事業拡大の推進

- 定期的・効果的な企業訪問により、企業の動向、情報の収集に努め、市外企業の誘致活動を強化します。
- 村上市企業設置奨励条例による奨励制度により、市内企業の投資促進を図ります。
- 多業種の企業を呼び込み、次世代を担う産業構造の形成を図ります。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
市補助制度を活用した創業件数	件	—	20（延べ）
市補助制度を活用した新規雇用者数	人	—	5（延べ）
市補助制度を活用し空き店舗を使った創業者数	人	—	5（延べ）
新規企業立地件数	件	—	3（延べ）
市内企業の建物等の設備投資	件	—	10（延べ）

政策3-5 観光誘客活動の展開とおもてなし環境づくり

■ 現状と課題

- 平成 22 年 4 月に新村上市観光協会が発足し、観光振興の中核として機能を発揮していますが、訪日外国人対策等の多様化する観光ニーズに遅れることなく対応していくためには、行政と連携した取組が不可欠であり、体制強化に向けた取組が必要です。
- 本市は、豊かな自然景観や農林水産物、温泉、伝統的工芸品といった誇るべき地域資源に恵まれています。これらを更に磨き上げ、連携させることにより一層の観光振興を図る必要があります。
- 日本海沿岸東北自動車の延伸に伴う観光施策の見直しや、道の駅の更なる魅力アップを図る必要があります。
- 公共交通で訪れる観光客に対し、交通の利便性を向上させる必要があります。
- 本市を含む広域地域での滞在型観光の形成など、周辺都市と連携した観光地づくりに取り組む必要があります。
- 本市の知名度を向上し、来訪者の増加につなげるために観光プロモーションの展開や効果的な PR 活動が必要です。

■ 政策の方針

- インバウンド観光への対応も含め、観光客の来訪・集客に必要なアクセス環境や付帯施設、おもてなし環境の整備を進めます。
- 既存の豊かな自然や歴史文化資源、観光関連施設の保全・活用に努めるとともに、新たな資源発掘、物産の充実・研磨等、村上市ならではの独自性を強化した観光振興を図ります。
- 広域的なエリア及び産業・教育・スポーツ等他分野との多様な連携により、市の産業振興や経済活性化につながる総合的な観光・交流を推進します。
- 各種情報メディアを通じたプロモーションの展開により、市の認知度を向上させます。

■ 市民等の協力や役割

- ・おもてなしの気持ち（ホスピタリティ）の向上
- ・観光のまちに相應しい景観の美化活動
- ・市外への積極的な PR

■ 主要施策

1 訪日外国人観光客増加対策

- 外国へ向けて観光情報を発信します。
- 魅力のある農林水産業体験等の整備を図ります。
- 外国人に対する観光案内、施設見学や買物の利便性の向上を図ります。

2 観光客の二次交通整備

- レンタサイクルの整備・更新を図ります。
- タクシー・バスの乗り継ぎ等による利用促進策を図ります。

3 滞在型観光地の形成

- 定住自立圏や「日本海きらきら羽越観光圏」構成市町村との連携による、滞在型・体験型観光地の形成を推進します。

4 観光施設の整備と活用促進

- 通過都市とならないために、道の駅の魅力向上や活性化を図ります。
- 公衆トイレ等の施設整備や既存施設の改修を計画的に実施します。
- 施設の管理者や利用団体等と協議し、利用率の向上や、新たな活用の方法を検討します。

5 観光情報のプロモーションやPRの強化

- テレビ・新聞・チラシ・ラジオといったマスメディアやSNS・インターネット等を活用した観光情報の提供や宣伝PRを実施します。
- 首都圏、関西圏などを中心に、鮭文化や食等の特色ある地域資源を生かしたプロモーションを実施します。

6 観光推進体制の整備

- 多様化する観光ニーズに対応するため、観光協会をはじめとする関係団体等と連携し、推進体制の強化に向けて取り組みます。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値（H27）	H33 目標値
観光入込客数	人	2,289,840	2,580,000
外国人入込客数	人	1,800	4,500

政策3-6 働きやすい環境づくりと就業・雇用対策

■ 現状と課題

- 市ではこれまで職業訓練の支援や勤労青少年ホームでの資格取得講座などを実施してきました。今後は更なる中小企業の技術力の向上と企業が求める人材確保のため、資格取得や人材育成へのより充実した支援が必要です。
- ハローワーク村上管内では、求人と求職におけるミスマッチが生じています。今後は関係機関と連携を強化し、地元企業とのマッチングや求職者のニーズにあった企業誘致活動を推進していく必要があります。
- 高校生の市内就職率の低下や、就学のために市外へ転出した学生が戻ってこない状況がみられます。若い世代の労働力を確保するために、市内企業を知る機会を増やすとともに、職場定着に向けた取組が必要です。
- 女性の社会進出が進むなか、結婚や出産をしても働き続けられる職場づくりが求められています。誰もが働きやすく、生涯活躍できる職場環境づくりが期待されています。
- 就業に困難な要因を抱える人や非正規雇用など不安定な雇用状態におかれている人が、それぞれの能力や希望に応じて就労できるよう支援することが必要です。

■ 政策の方針

- 労働力の確保及び創業支援や企業誘致の推進により、新たな魅力ある産業の育成と雇用の場を創出します。
- 若者の地元定着をはじめ、男女がともに働きやすい就業環境の整備を図ります。

■ 市民等の協力や役割

- 雇用助成制度の利用
- 就業環境改善への協力
- 高校、大学や企業等の連携によるミスマッチの解消

■ 主要施策

- 1 人材育成への支援
 - 労働者の職場定着に向けて各種研修に対する支援を行います。
 - 資格取得による就労意識の向上を図ります。
- 2 若者の地元就職の促進
 - 高校生向けの就職説明会や職場見学などを開催して市内企業への理解を深めてもらい、地元就職を促進します。
 - 大学生に市内企業の魅力を理解してもらうために、インターンシップの推進を図るとともに、大学と企業のつながりを強化します。
 - U・I・Jターンによる若者の定住を促進し、中小企業等の将来を担う人材確保及び労働力不足の解消を支援します。
- 3 若者への支援
 - 若年無業者の労働意欲の向上や地域への就職促進につながる支援を行います。
 - 各支援機関との連携のもと、職業に関する専門相談員の配置や職業体験の機会を提供することで、職業に関する課題解決を支援し、労働者の職場定着を図ります。
- 4 ワークライフバランスの推進
 - 男女がともに働きやすい就労環境をつくるため、ハッピーパートナー企業への登録を推進します。
 - 女性の就労環境向上や活躍できる職場づくりに取り組む企業を応援します。

■ 主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
ハッピーパートナー登録企業数	社	26	36
新卒高校生の就職率（市内への就職）	%	62.3	70
就労相談利用者の就職者数	人	—	150